

令和2年度事業計画

1. 事業

令和2年度に取り組む事業は以下のとおりとする。

- (1) 担い手経営改善支援事業
- (2) 後継者育成支援事業
- (3) 生産流通振興支援事業
- (4) 農地集積事業
- (5) その他の事業

2. 重点化を行う事業

令和2年度に重点化を行う事業は以下のとおりとする。

(1) 農地の面的集積と集落の営農実態把握

- ・農家訪問や集落内での意見交換を行い、農地の面的集積への理解を深める。
- ・現地確認を行い集落の営農実態を把握し、課題の解決に努める。

(2) 新規就農者の確保と育成

- ・就農相談会、現地見学会を通して新規就農者を確保する。
- ・新規就農研修生が、就農後安定して経営を確立していけるように支援する。

(3) 特産品開発支援事業

- ・特産品開発支援事業助成金制度を活用し開発された特産品が、地元の特産品として定着するように支援する。

3. 各事業の内容

(1) 担い手経営改善支援事業

① 認定農業者支援

- ・宗像市認定農業者協議会事務局事務
研修会、先進地視察研修、枝豆狩り交流会、市認定農業者協議会での意見交換会等を行う。
- ・福津市認定農業者協議会事務局事務
研修会、先進地視察研修、農政関係者との意見交換会、ふるさと先生事業、農業体験交流会、女性農業者団体の活動支援等を行う。
- ・経営改善計画に関する個別指導
経営改善計画の策定に関するアドバイスを行う。また、経営改善計画の中間年を迎える経営体に対してアンケートや面談を行い、必要に応じて税理士や社会保険労務士等に相談する。
- ・根こぶ病対策への支援
関係機関と連携し、根こぶ病対策を支援する。

②集落営農組織等支援

- ・集落営農組織連絡協議会事務局事務
研修会、視察研修会等を行う。

・集落の営農実態把握に関する支援【重点】

市が作成する人・農地プラン（担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、集落が抱える人と農地の課題を解決するためのプラン）に基づき、集落の現状を把握する。また管内における地域農業の将来像について、農業者・関係機関と意見交換を行う。

- ・集落営農組合（組織）の設立支援
集落営農組合（組織）の設立支援や法人化に関する勉強会を行う。

③経営改善支援

- ・農作業ヘルパー支援事業

J Aむなかたの無料職業紹介事業（農作業ヘルパー）を支援する。また、農作業ヘルパーを活用した園芸品目のパッケージング事業を支援する。

- ・雇用管理研修事業

雇用を実施および雇用を検討している経営体に対し、労務管理等について学ぶ研修会を開催する。

- ・農業体験農園開設支援

域内の農業体験農園の開設希望農家および既設農家に対して、農業体験農園の開設や運営に関するアドバイスをを行い、利用促進に向け支援する。

- ・農業経営の法人化支援

法人化を検討する農業者に対し、個別に相談対応する。また、関係機関と連携し、法人化後早期に経営が安定できるようアドバイスを行う。

- ・農福連携事業

障がい者就業支援機関や就労支援施設と連携し、域内農家の人手不足の解消と障がい者雇用の促進を図るため、雇用の実証事業および雇用に関する研修会等を行う。

（２）後継者育成支援事業

①新規就農者育成支援事業

新規就農者の育成および支援についての各事業については、関係機関にて構成されたむなかた地域農業支援会議において諮問し、事業を運用する。あわせて、同会議の事務局事務を執り行う。

- ・新規就農支援システムの運用

新規就農を希望する方や就農して間もない方（概ね就農後5年間）を支援する。また、支援の内容等の情報を一元化し、共有する。

- ・むなかた地域新規就農研修【重点】

むなかた地域新規就農研修の運用について、より効果的な研修が行えるよう研修内容の充実を図る。また、修了生が独立就農後安定した経営が確立できるように、就農準備等において支援する。

・**新規就農者の確保および新規就農者育成支援事業の周知【重点】**

各就農相談会（新・農業人フェア、福岡県およびJA福岡中央会主催の相談会）への出展や、現地見学会（新規就農バスツアー、農業体験交流会）を通してむなかた地域における新規就農者育成支援事業の周知活動を行い、新規就農者を確保する。また、福岡県内の農業課程のある高校や農業大学校に研修事業をPRする。

・**新たな新規就農者の支援に向けた取り組み**

域外からの移住者や定年帰農者など、今後考えうる新規就農者に対する支援策について検討する。

・**経営継承（第三者継承）にかかる支援**

経営継承を受ける方や経営継承をする方を支援する。

②若手女性農業者育成支援

域内の若手女性農業者により構成されたグループ「菜の花会」の活動を支援する。また、域内の女性農業者の掘り起こしを行う。

③青年農業者育成支援

北筑前アグリネットや宗像地区青年農業者会の活動を支援する。

(3) **生産流通振興支援事業**（流通販売担当者会としての事業も含む）

①直売所振興支援（宗像地区直販施設連絡協議会）

宗像地区直販施設連絡協議会にて、イベントの支援や研修会等を行う。

②域内流通振興支援

・**収穫体験、加工体験の実施**

広域の消費者に地元農産物をPRするため、福岡県農林水産業体験ツアー（福岡県主催）を活用し、収穫体験および加工体験のツアーを行う（現在企画提案済み。3月末に結果が通知される予定）。

・**地元農産物PR事業（むなかた産農産物の活用事業）の実施【新規】**

専用米（すし米、リゾット米、カレー米）の普及拡大を目的とした情報収集、PRイベントを行う。

③特産品開発

・**特産品開発支援事業助成金の交付**

地元農産物を使用した新しい特産品の開発を行おうとする個人・団体に対し、助成金を交付する。

・**特産品の定着支援【重点】**

特産品開発者を対象に交流会・研修会を行い、開発された特産品の地域への定着、販路拡大を支援する。

・**6次産業化の支援**

6次産業化を検討および実施している農業者等を支援する。

(4) 農地集積事業

①農地中間管理事業

公益財団法人福岡県農業振興推進機構から、農地中間管理事業に係る業務の一部を受託する。

1.相談窓口

2.貸出希望農用地の現地確認【重点】

3.権利関係の確認

4.受け手（耕作者）の掘り起こし【重点】

5.出し手・受け手との交渉

6.契約締結

※令和2年4月より、農地利用集積円滑化事業は農地中間管理事業へ統合されるので、更新を迎える契約については農地中間管理事業での契約を推進する。

②農地耕作条件改善事業

事業の活用にあたり、関係機関と連携し農地中間管理事業の内容について説明する。

③園地流動化に関する支援

果樹産地維持のため、関係機関と連携しリタイアする農家の優良園地の集積に向けた取り組みを支援する。

④むなかた地域果樹産地協議会への参画

同協議会を通し、果樹産地（柑橘・無花果・枇杷・スモモ）の振興・発展に向けた意見交換を行う。

(5) その他事業

①広報紙「むなかたアグリ・レター」発行

②ウェブサイト更新による情報発信

ウェブサイトを改訂（スマートフォンに対応させる、主事業が一目で分かる、様式がダウンロードできる等の一部改訂）し、より分かりやすく情報発信を行う。また、SNS（TwitterやFacebook等）における情報発信を検討する。

③農業功労賞表彰